

令和6年度障害福祉サービス事業者等集団指導

# 障害者虐待防止について

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
共生推進・障害認定係

# ●障害者虐待防止法について

# ●法律は何を目的としているか？

## 障害者虐待防止法 第1条(目的)

※条文を一部省略

1. 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するもの
2. 障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要
3. ①障害者に対する虐待の禁止  
②国等の責務（※国、地方公共団体、国民、早期発見）  
③障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置  
④養護者の負担の軽減を図ること等の養護者支援の措置等を定めることにより
4. 障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする

# ●虐待の禁止

## 障害者虐待防止法 第3条

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない

### ◎障害者差別の禁止

#### ○障害者基本法 第4条

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別すること  
その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない

#### ○障害者の権利に関する条約 第2条

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人權及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

# ●「養護者」「施設従事者等」「使用者」

## ●「養護者」とは

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう

※身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行なっている障害者の家族、親族、同居人等

## ●「障害者施設従事者等」とは

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業等に従事する者

## ●「使用者」とは

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為する者

## ●虐待とは？

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ 放棄・放任（ネグレクト）
- ⑤ 経済的虐待

# ① 身体的虐待

身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為  
身体を縛りつけたり過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為  
(例)

- ・平手打ち ・殴る ・蹴る ・つねる ・やけど ・打撲
- ・代替方法があるにもかかわらず、本人を乱暴に扱う(無理に食べ物を入れた、移動時に無理に引きずる)
- ・正当な理由のない身体拘束  
(椅子やベット等に縛り付ける、行動を制限するためにミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める等)

## ② 性的虐待

わいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

### 性的な行為やその強要

- \*表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。
- \*身体障害の場合でも心理的に抵抗できないことがあることに注意

(例)

- ・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスをする
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる

### ③ 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること

(例)

- ・「バカ」「あほ」など侮辱する言葉、怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・仲間に入れない、意図的な無視
- ・子ども扱いする、人格をおとしめるような扱いをする
- ・罰として「食事を抜く」「作業に行かせない」

「著しい」とは？

セクハラ的判断においても、加害側の解釈・見解によるのではなく、**被害側の受け止めの問題**とされている

## ④ 放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、虐待行為の放置等養護を著しく怠ること

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、身体・精神的状況を悪化、又は不当に保持しないこと

- 養護者以外の同居人、事業所の他の利用者、他の労働者による身体的・性的・心理的虐待の著しい放置

⇒見て見ぬふりも虐待となりうる

- セルフネグレクト

(例) 本人の食事拒否、本人の医療・福祉サービス拒否、ゴミ屋敷  
本人の意思に基づいているように見える場合であっても、障害者本人の生活環境、身体的・精神的な状態を悪化させるのであれば養護者等の虐待となることもある

## ⑤ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他当該  
障害者から不当に財産上の利益を得ること

本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を  
使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限す  
ること

（例）

- ・ 年金や賃金を渡さない
- ・ 本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・ 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

○養護者、施設従事者等、使用者以外からの経済的被害

⇒ 4 3 条 財産上の不当取引による被害の防止（相談・関係機関紹介）

## ● 早期発見等

第6条 国及び地方公共団体の障害者福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、**障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための**啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。**

## ● 通報は？

○通報義務 「速やかに通報しなければならない」

○通報は**守秘義務違反にならない**

刑法 の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報をすることを妨げるものと解釈してはならない (7条、16条、22条)

○**通報した職員は法律によって保護される**

通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない〔施設従事者等、使用者〕 (16条、22条)

\* ただし、虚偽、一般的に合理性のない過失によるものを除く

## A施設

虐待を受けたと  
思われる障害者  
を発見した人



相談

サービス管理  
責任者



相談

施設長  
管理者



通報義務



通報義務



通報義務



市町村障害者虐待防止センター

# ●通報は全ての人を救う

## 利用者の被害

軽微な虐待行為⇒放置⇒重傷、死亡事案

## 虐待を行った職員

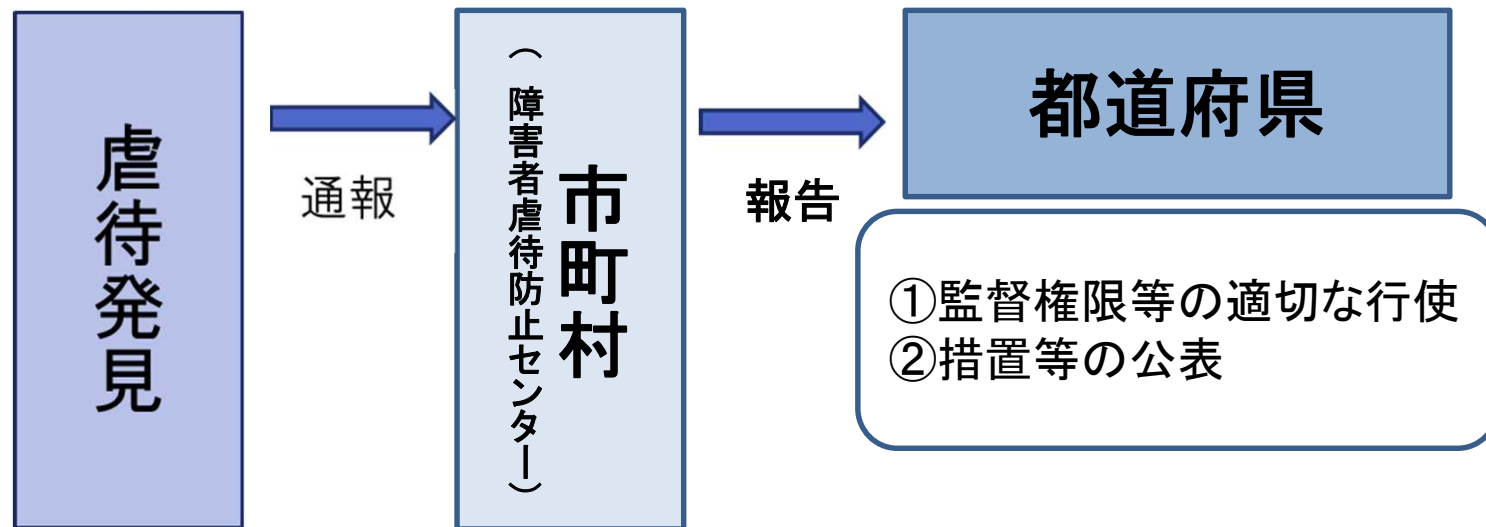
支援を見直し、復帰 ⇔ 刑事、民事責任

## 施設・法人

改善 ⇔ 重い行政処分、損害賠償請求

# 具体的スキーム

## 施設従事者による障害者虐待



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(16条)

## ● 虐待が起こった場合

➤ 隠さず、伝えることが大切

➤ 早期発見・早期対応

➤ 原因の分析と再発の防止

～障害者の権利擁護の視点

～組織的な対応(関わりや支援の質の向上)と再発防止策

## ● 皆様へ

### ①早期発見しうる立場にいる

養護者虐待、施設従事者虐待、使用者虐待  
いずれについても気づきを

風通しをよくする  
こと、第三者の  
気づきが大切！  
！

### ②虐待者になってしまう可能性

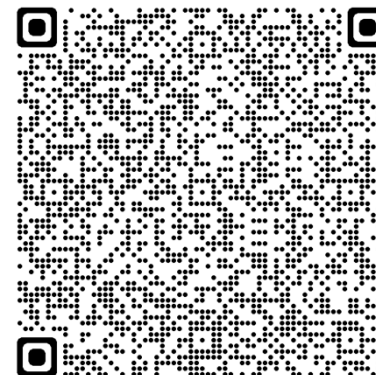
“虐待の芽”に気づき、虐待が防止できるよう努  
めること。個人のみならず、組織としての取組み  
が重要



## ● 参考資料

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き  
(令和6年7月 厚生労働省、こども家庭庁)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>



- 職場内虐待防止研修用冊子 (厚労省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

- 学校・保育所等・医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組参考例

<https://www.mhlw.go.jp/content/000834561.pdf>

